

子牛せり市購買者 } 各位
家畜市場関係者 }

児湯郡新富町大字新田字北畦原21696-1
児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事長 本 多 久 巳 典

飼養管理費の値上げ及び関連する業務規程の一部改定について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当家畜市場開設に当たりましては、格別なご支援ご購入を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粗飼料高騰の中、弊会のセリ期間中及び残留牛の飼養においても、費用が莫大に膨れ上がり続けております。

この事から、弊会理事会においては、長期間かけて検討をしまいましたが、この度、やむを得ず、令和5年6月1日より値上げする事を決定致しました。

購買者各位におかれましても、大変厳しい状況にあり恐縮に存じますが、何卒、ご理解いただきます様お願い申し上げます。

尚、詳細につきましては下記の通りとなりますので、ご確認方宜しくお願い申し上げます。
記

1. 新飼養料金 550円（税込）
2. 開始月日 令和5年6月1日から
3. 新規程 別紙のとおり。
4. 参考例 以下のとおり。

※例) せり1日目6月10日 …… 5頭 } 計10頭ご購入いただき、
2日目6月11日 …… 5頭 } 6月18日に搬出。

精算時に6月13日分までを請求し、
6月18日に搬出後、6月14日～17日分を別途請求致します。

	セリ1日目	セリ2日目							
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目～
		セリ最終日							
搬出日	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18～
購買	5頭	5頭							
残留数		10頭	10頭	10頭	10頭	10頭	10頭	10頭	
飼養料	10頭×550円			10頭×550円	10頭×550円	10頭×550円	10頭×550円	10頭×550円	
	=5,500円			=5,500円	=5,500円	=5,500円	=5,500円	=5,500円	
請求額	=5,500円			=22,000					
請求方法	せり終了直後、牛代金とともに請求書を発行				購買牛すべて搬出後、この間の「飼養管理費のみ」の請求書を発行				

※日会がし原則、セリ落札日より8日間までと
この場を延び、翌日より落札日より8日間までと
場合とを育得えお預かりできませんと
致し受託する場あり、ん
は発生します。

※セリ落札日に搬出した場合は飼養料はかかりません。

乳肥せり市購買者 } 各位
家畜市場関係者 }

児湯郡新富町大字新田字北畦原21696-1
児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 本 多 久 巳 典

飼養管理費の値上げ及び関連する業務規程の一部改定について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当家畜市場開設に当たりましては、格別なご支援ご購入を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粗飼料高騰の中、弊会のセリ期間中及び残留牛の飼養においても、費用が莫大に膨れ上がり続けております。

この事から、弊会理事会においては、長期間かけて検討をしてまいりましたが、この度、やむを得ず、令和5年6月1日より値上げする事を決定致しました。

購買者各位におかれましても、大変厳しい状況にあり恐縮に存じますが、何卒、ご理解いただきます様お願い申し上げます。

尚、詳細につきましては下記の通りとなりますので、ご確認方宜しくお願い申し上げます。
記

1. 新飼養料金 550円（税込）
2. 開始月日 令和5年6月1日から
3. 新規程 別紙のとおり。
4. 参考例 以下のとおり。

※例) 6月16日のせりで5頭購買いただき6月24日に搬出した場合

精算時に6月13日分までを請求し、
6月24日に搬出後、6月19日～23日分を別途請求致します。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
セリ当日										
搬出日	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24～	
購買	5頭									
残留数	5頭			5頭	5頭	5頭	5頭	5頭		
飼養料	5頭×550円			5頭×550円	5頭×550円	5頭×550円	5頭×550円	5頭×550円		
	=2,750円			=2,750円	=2,750円	=2,750円	=2,750円	=2,750円		
請求額	=2,750円			=13,750円						
請求方法	せり終了直後、牛代金とともに請求書を発行			購買牛すべて搬出後、この間の「飼養管理費のみ」の請求書を発行						

※日会がし原則、
このを延や翌
場合長む日
も限飼ををセ
致養飼をり
すを育をお
るをえお
る受を預
す理日
る由か
る場り
場が
合
は
1
4
弊
生
し
ま
す
。

※セリ落札日に搬出した場合は飼養料はかかりません。

※スモール牛の飼養管理は出来ません。

第15条

1～4, 6（略）

5. 飼養管理の受託は、セリ落とし当日より8日間迄とし、その以後は原則預からない。
但し、やむを得ず、購買者より延長飼育の申し出があった場合には、最長14日間を限度とする。
7. 乳肥素牛市におけるスモール牛並びに和牛受精卵スモール牛は、セリ市当日に購買者が受け取り搬出するものとする。

第16条 飼養管理を受託した家畜が受託期間中に疾病傷害等の損失を生じても損害を補償しない。
但し、飼養管理に失宜がある場合は、その損失補償について委託者と協議する。
尚、延長飼養期間中の疾病傷害等の損失については、いかなる場合も損害を補償しない。

第23条 徴収料金の種類及び金額は、次の通りとする。

入場料（略）

売買手数料（略）

飼養管理費

開設者が受託した場合

- (1) 子牛市
セリ市最終日より3日間以内は1頭500円（税抜）。
4日目以降は1日1頭500円（税抜）を徴収。
この料金は、購買者より徴収する。
- (2) 成牛市
セリ市最終日より3日間以内は1頭500円（税抜）。
4日目以降は1日1頭500円（税抜）を徴収。
この料金は、購買者より徴収する。
- (3) 乳肥市
セリ市最終日より3日間以内は1頭500円（税抜）。
4日目以降は1日1頭500円（税抜）を徴収。
この料金は、購買者より徴収する。

附則

- 1～3（略）
4. この業務規程は、令和5年6月1日から施行する。